

中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示28号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 各教科 第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容</p> <p>〔第1学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」, 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 漢字に関する事項</p> <p>(ア) 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表(以下「学年別漢字配当表」という。)に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち <u>300 字程度から 400 字程度までの漢字</u>を読むこと。</p> <p>(イ) 学年別漢字配当表の漢字のうち 900 字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。</p> <p>〔第2学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」, 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 漢字に関する事項</p> <p>(ア) 第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち <u>350 字程度から 450 字程度までの漢字</u>を読むこと。</p> <p>(イ) 学年別漢字配当表に示されてい</p>	<p>第2章 各教科 第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容</p> <p>〔第1学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」, 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 漢字に関する事項</p> <p>(ア) 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表(以下「学年別漢字配当表」という。)に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち <u>250 字程度から 300 字程度までの漢字</u>を読むこと。</p> <p>(イ) 学年別漢字配当表の漢字のうち 900 字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。</p> <p>〔第2学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」, 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 漢字に関する事項</p> <p>(ア) 第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち <u>300 字程度から 350 字程度までの漢字</u>を読むこと。</p> <p>(イ) 学年別漢字配当表に示されてい</p>

<p>る漢字を書き，文や文章の中で使うこと。</p> <p>〔第3学年〕</p> <p>2 内 容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」，「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して，次の事項について指導する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 漢字に関する事項</p> <p>(ア) 第2学年までに学習した常用漢字に加え，その他の常用漢字の大体を読むこと。</p> <p>(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字について，文や文章の中で使い慣れること。</p>	<p>る漢字を書き，文や文章の中で使うこと。</p> <p>〔第3学年〕</p> <p>2 内 容</p> <p>〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕</p> <p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」，「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して，次の事項について指導する。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 漢字に関する事項</p> <p>(ア) 第2学年までに学習した常用漢字に加え，その他の常用漢字の大体を読むこと。</p> <p>(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字について，文や文章の中で使い慣れること。</p>
--	--